２０２２年１０月２２日発行

村尾光子の 下野市(しもつけ)議会報告（第68号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@nifty.com

令和４年第3回定例会(9月1日～27日)の報告です。

《審議事項》

〇**諮問**（3件）
・人権擁護委員の候補者の推薦（中川賢一・津野田久枝・間中康夫の３氏）

〇**報告**（6件）
R3 年度について・一般会計継続費精算報告書 ・健全化判断比率及び資金不足比率について ・公・財法人農業公社の経営状況報告書 ・株式会社道の駅しもつけの経営状況報告書 ・一・財法人グリムの里いしばしの経営状況報告書 ・教育委員会点検・評価報告書

〇**認定**（8件）：R3 年度各会計決算
・一般会計 ・国民健康保険 ・仁良川区画整理事業 ・後期高齢者医療 ・介護保険 ・石橋駅周辺土地区画整理事業 ・仁良川地区区画整理事業 ・水道事業 ・下水道事業

〇**R4年度補正予算**（8件）
・一般会計（第3号）・特別会計5件（主に決算による繰越金計上）・水道事業、下水道事業は燃料費高騰による追加

〇**条例改正**（5件）
・職員の育児休業等、勤務時間・休日等に関する条例(2件) ・児童館条例 ・奨学金貸付条例 ・公民館設置条例

〇**発議** 「下野市議会の秩序と品位を重んじる決議」
⟶ 採択（賛成全員）

■一般質問：会派代表質問３議員、一般質問９議員が質しました。

あの酷暑が嘘みたいに急に冷涼な秋になりました。気温の急激な変化に対応するには、ちょっと大変で体調を崩しやすい時期です。皆様、どうぞご自愛ください。

安倍晋三元首相の銃撃事件により、宗教団体への注目が集まっている。多様な価値観があって良いが、議員活動は全ての人の基本的人権を守る視点を基本とすべきと思う。政治と宗教はどうあるべきなのか、基本的人権を認めない宗教は公的には容認すべきではないと思う。それを認められない人は政治家になるべきではないと考えるのだが、皆様はどうお考えですか？

《下野市議会会派下野市民派クラブ主催》

市民派カフェ

～ 議会報告＆意見交換会 ～

とき：令和４年11月５日（土）
午後1時30分～3時30分（受付13:15～）
ところ：薬師寺コミュニティセンター・ホール
（薬師寺1,387番地25 TEL:0285-48-5522）
報告者：山下みゆき・坂倉 司・鈴木一司・石川 浩・加藤好雄・村尾光子の6議員
どなたでも参加自由です。勿論、参加無料です。

※新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用と手指消毒にご協力をお願い致します。また、感染の拡大状況によっては開催を中止する場合もありますので、どうぞ悪しからず、ご了承ください。

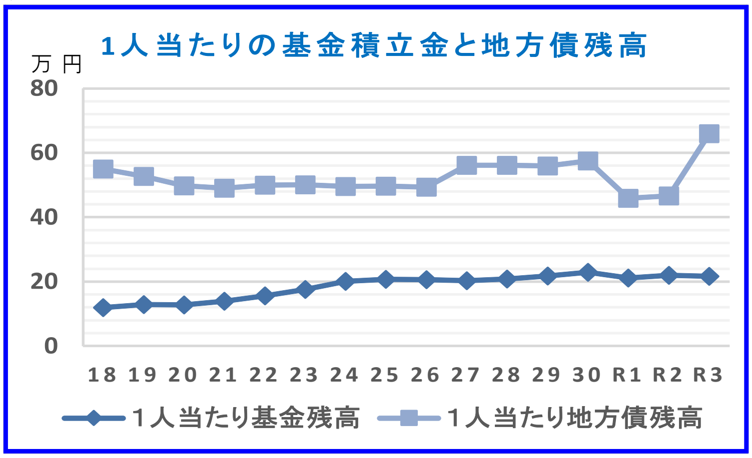
お問合せ：村尾（TEL:0285－44－5418）

第４回定例会の会期は
11月30日～12月15日の予定です

■令和３年度会計決算状況　～健全財政を維持、県内では優良の成績維持～

《歳出決算額と地方債・基金現在高》（単位：億円）

(億円)	R3	R2	R1	H30	H29
普通会計歳出合計額	412.4	447.6	373.5	386.4	371.0
うち一般会計歳出決算額	301.9	338.9	267.7	257.2	237.3
市税収入額	97.7	98.9	98.7	97.6	96.0
歳入に占める割合　%	29.7	27.6	34.3	35.6	38.2
普通会計起債残高合計	395.7	280.0	275.9	345.2	336.1
市民１人当たりの額(万円)	66.0	46.6	45.9	57.5	55.9
各基金残高合計	129.9	132.6	127.1	137.6	131.2
市民１人当たりの額(万円)	21.6	22.0	21.1	22.9	21.8



＊県内14市中、土地開発基金・旅券印紙等購買基金を除く一般会計の1人当たりの積立金額は高額順に3位、地方債残高は少額順に13位

（水道会計・下水道会計は公営企業会計なので含めなかった）

《一般会計》コロナ感染症対策に19億5359万円

歳入での国庫支出金は63億7982万円、うち新型コロナウイルス感染症対策関連はコロナ対応地方創生臨時交付金3億2124万円を含めて19億6847万円だった。

歳入総額は329億4788万円。

《市税収入》

個人市民税はコロナの影響による事業所得の落ち込みや経済活動の冷え込み、雇用情勢の悪化等による解雇などで給与減少、前年度より4543万円の減収、法人市民税は前年度の減収から回復し6442万円程の増収。固定資産税はコロナ感染症対策の特例措置により1億4575万円の減収となった。市税全体では前年度比で1億1805万円の減収となったが、1年前に予測した額ほどではなかった。

《ふるさと寄附金》

13,838千円を受入。前年度より580万円の増となったが、市税流出額1億90万6千円と返礼品送料等経費500万円を差し引き、補填の地方交付税(市税流失分の75%)を足しても収支は依然として赤字(3972万1千円)。

《実質収支》

歳入総額	329億4788万5千円	
歳出総額	301億9401万4千円	：形式収支
歳入歳出差引額	27億5387万1千円	
翌年度繰越財源　※	4億4294万5千円	：黒字
実質収支額	23億1092万6千円	

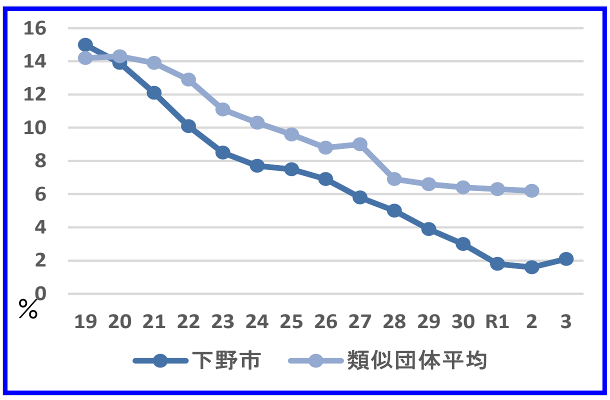
※新型コロナウイルスワクチン接種はじめ43事業及び継続事業(自治医大駅周辺整備事業)の財源。

《財政健全化指標》　下野市の標準財政規模：158億2043万6千円

《健全化判断比率》　計算上、黒字は負の値となり、「－」と表記する。R2年度も健全財政を維持

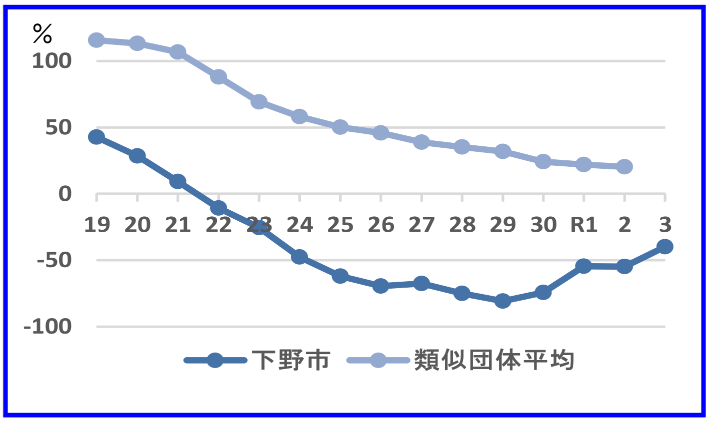
(単位：%)	R3年度	R2年度	R1年度	H30年度	H29年度	早期健全化基準 R3年度	早期健全化基準 R2年度
実質赤字比率	－(－14.60)	－(－11.38)	－(－10.62)	－(－10.72)	－(－8.52)	12.72	12.77
連結実質赤字比率	－(－27.44)	－(－24.31)	－(－23.56)	－(－22.14)	－(－23.17)	17.72	17.77
実質公債費比率	2.1	1.6	1.8	3.9	3.9	25.0	25.0
将来負担比率	－(－39.8)	－(－54.7)	－(－54.6)	－(－74.4)	－(－80.8)	350.0	350.0

《実質公債費比率》標準財政規模に対する借入金返済額の割合。低い方が良い



実質公債費比率は県内14市中、低い順で前年度1位から3位へ。R2年度は全国の類似団体84中13位だった。

《将来負担比率》標準財政規模に対する借入金の割合



将来負担比率も県内14市中3位となった。R2年度は前年度に引き続き全国の類似団体中1位だった。

《一般会計財政指標》　標準財政規模：158億2043万円(制度的に与えられた経常一般財源の額で毎年額が異なる)

	R3	R2	R１	備　　　考
財政力指数	0.719	0.742	0.750	1に近いほど財源に余裕がある
経常収支比率(%)	84.5	85.1	87.6	低い方が良い。
実質収支比率(%)	14.6	11.4	10.6	3.0 ～ 10.0 %が標準
経常一般財源比率	96.5	95.9	96.1	100を超えるほど一般財源に余裕
一般財源の構成比(%)	61.7	53.5	65.4	高いほど財源が安定的である
投資的経費構成比(%)	19.8	14.3	20.7	高いほど歳出の積極性が高い
義務的経費構成比(%)	44.0	33.9	40.2	高いほど財政が硬直化している
公債費負担比率(%)	15.2	14.8	14.1	15 ～ 20 %：要注意

◆類似団体：全市区町村を指定都市、中核市、施行時特例市、特別区、その他の一般市、町村に区分し、その他の一般市と町村は、人口と産業構造に応じ、一般市を16類型に、町村を15類型に区分している。(総務省HP)

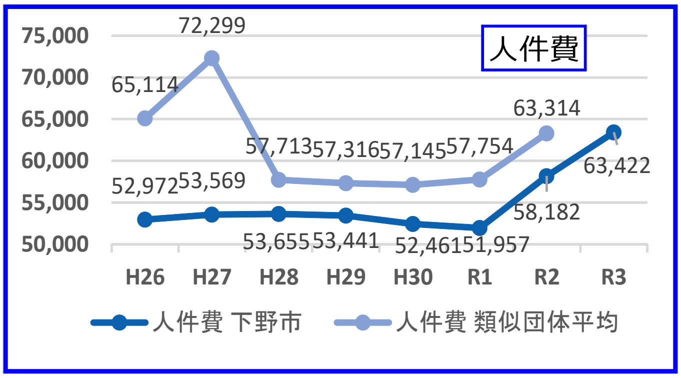
R2年度の下野市の類型はⅡ−3(人口5万以上～10万未満、産業構造Ⅱ、Ⅲ次90%以上、Ⅲ次65%以上)。R2年度は全国に84団体、財政力指数は類似団体平均値と同程度、36位。

《気になる義務的支出、人件費･扶助費、そして物件費の動向(一般会計)》

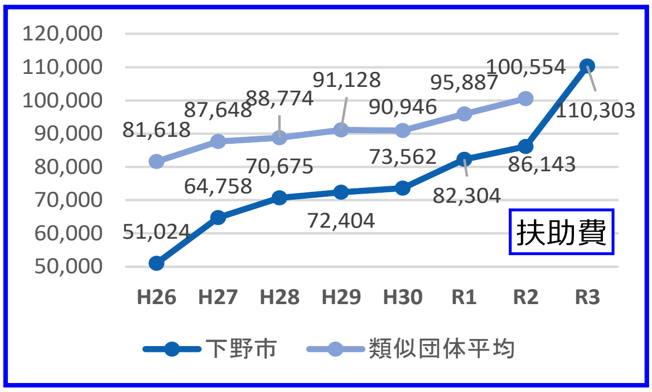
	決算額(万円)	割合(%)	← 支出全体に占める割合
人件費(給与･報酬)	38億0085	12.6	前年度より9850万円(2.7%)の増
扶助費(生･保･子ども手当自立支援･医療費助成･幼児教育･保育無償化等)	66億1038	21.9	前年度より14億4501万円(28.0%)増、コロナ禍による臨時特別給付金事業が大きい。(住民税非課税世帯等への臨時特別給付金3億1890万円、子育て世帯への臨時特別給付金9億2140万円、低所得の子育て世帯生活支援特別給金4426万円、生活困窮者自立支援金578万円)、幼児教育･保育無償化に伴う委託料･扶助費16億4530万円、生活保護費6億6616万円(被保護世帯341世帯、保護率6.96‰、栃木県10.46‰)
物件費(賃金･委託費等)	38億2695	12.7	前年度より6502万円減、一般廃棄物収集運搬業務･新型コロナウイルスワクチン接種事業2億7283万円、予防接種･公園施設維持･図書館指定管理、小中学校コンピュータ管理事業、小学校給食備品整備など

【住民1人当たりのコスト、類似団体平均と比較】H26 ～ R2 年度(総務省 市町村歳出決算分析表から)(単位：円)

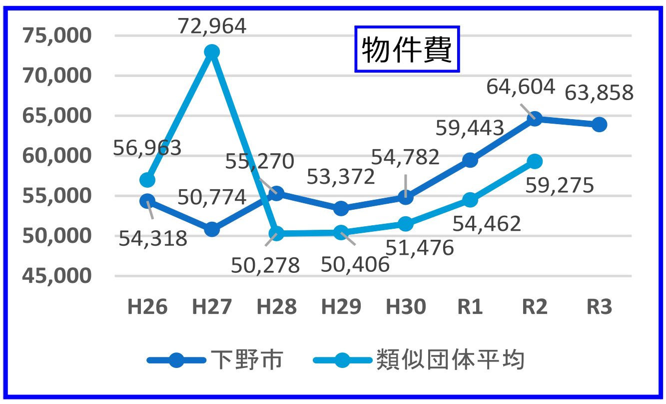
目的別歳出



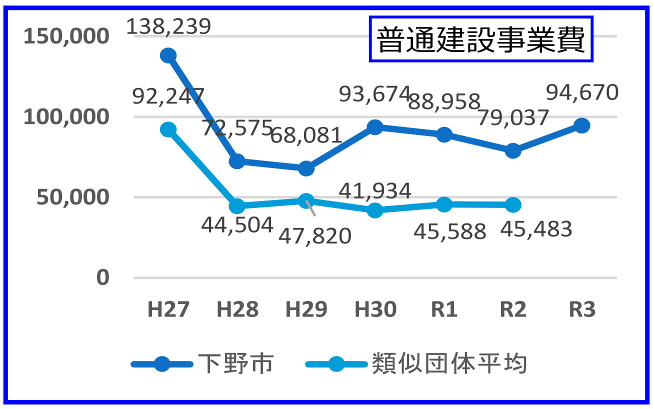
R2年度住民1人当たりの人件費コストは、県平均66,052円より下回った。類似団体では84団体中49位。



扶助費は全国平均(R2年度112,742円)も下回っており、適正な水準としている。R2年度は類似団体内順位は63位。人口に対する生活保護の保護率は比較的低いがR3年度は6.96‰,前年度より0.13‰増加した。



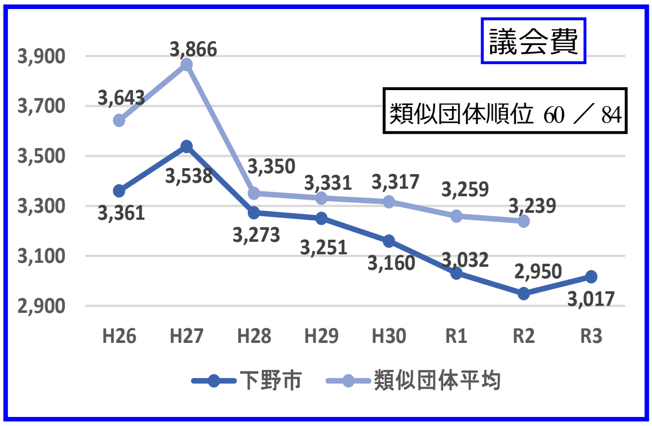
R2年度は類似団体平均より上回っているが、全国平均よりは低い。類似団体内順位は21位。

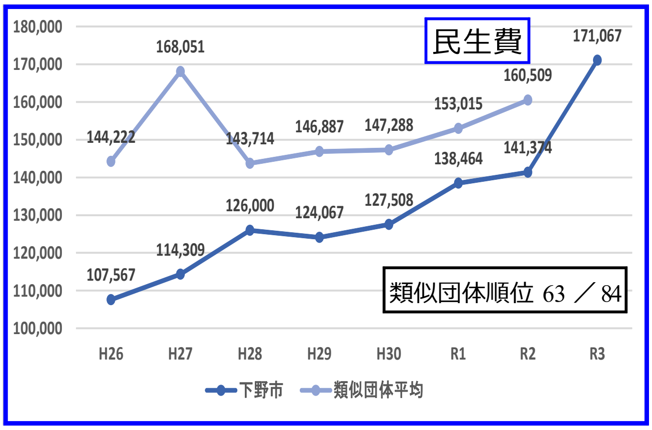


R2年度も全国平均(62,569円)を大幅に上回った。R3年度は義務教育学校整備21億6496万円、石橋複合施設4億6374万円、スマートIC整備2億240万円が大きい。類似団体内順位は8位。

性質別歳出

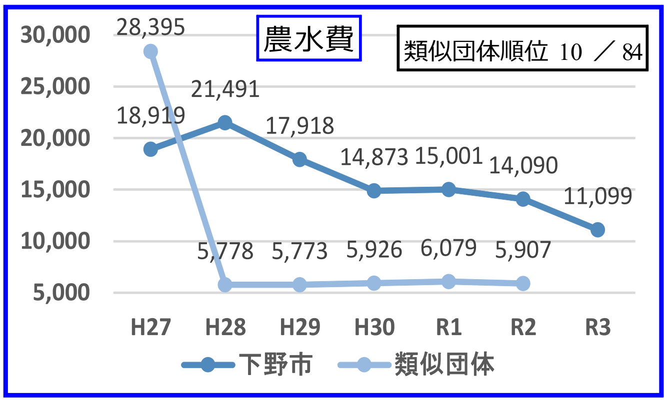
R2年度の値は村尾が決算書款毎の歳出額･人口59,929人(R4年3月31日現在)から計算
類似団体順位はR2年度の類似団体84団体中の順位 (単位：円)

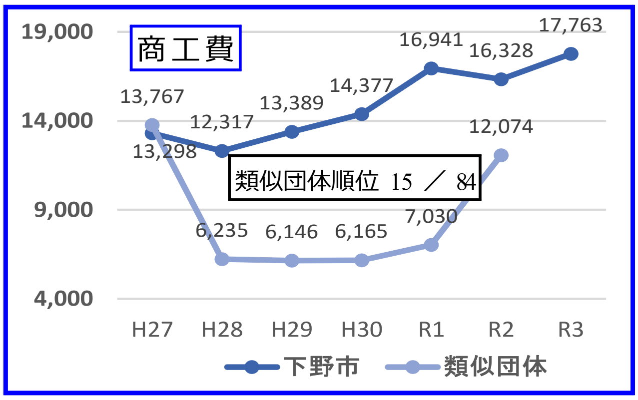




R3年度も視察研修､議会報告･意見交換会･講演会の開催を自粛したが､委員会毎に実施した団体との意見交換について録画配信

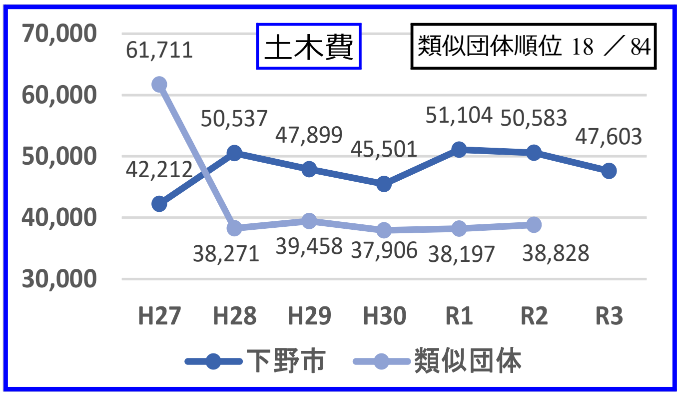
R3年度の民生費決算額は102億5189万円､歳出全体の33.9%を占めた。うちコロナ対策に係る決算額は13億1172万円。

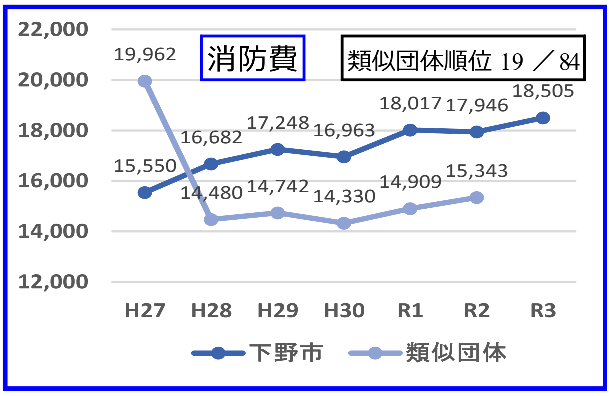




道の駅しもつけ管理事業費1億3869万円(うち修繕･拡張工事6776万円)､多面的機能支払事業等1億8919万円他。

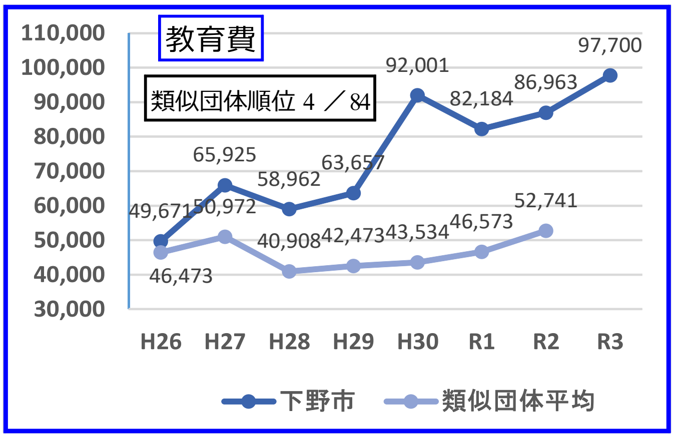
中小企業融資制度(5億円)が事業費を押上げている。他にしもつけ産業団地整備事業費等3億4010万円。

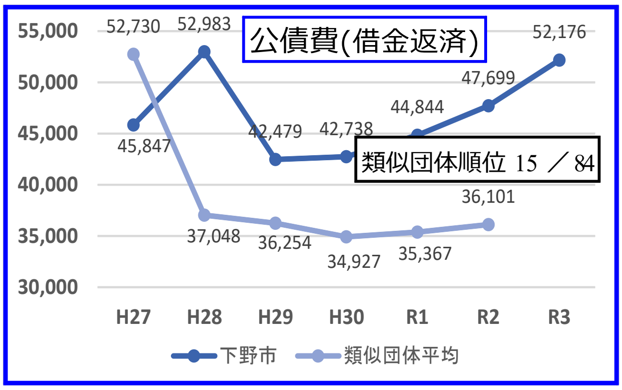




道路橋梁新設改良費7億3626万円､道路維持管理費3億8984万円､下水道事業会計に9億3689万円を繰り出した。

消防団員の報酬は年額65,000円､ボランティア的な活動だが､県内では3番目に高い。団員確保が課題。





※類似団体平均と比較すると本市は各分野へ満遍なく財源配分されている。R2度の財政力指数は類似団体中36位。

《決算審査質疑から》

● 認定こども園整備事業　予算額2億9017万2千円

決算額 1 億 2380 万 6 千円のうち **1 億 2211 万 9 千円**は、薬師寺幼稚園分園創設事業費(石橋地区)補助金で内訳は

- 国補助金 1 億 0855 万 1 千円(土地借地料加算 1610 万円含)
- 市補助金 1356 万 8 千円。

一方、薬師寺保育園移転(緑地区へ)·認定こども園創設への国補助金等 1 億 6636 万 6 千円は、移転先敷地内に産業廃棄物等が埋設されていたためその処分に時間を要し、R3 年度内に建築が完了しなかったので、R4 年度に繰越した。こちらは土地を取得しての移転だが、土地購入費は国の補助対象にならず、また、掘り起こした産廃等の処分費は、原則,土地の元の所有者が全額負担すべきもので、公的救済制度はないとのこと。通常は売買契約書に、こうした不測の場合の条項を入れるそうだ。

当該土地を売却した地権者は2名、その1名の方から以下のお話を伺った。

「この土地は親から姉妹で相続し、自分の相続分は駐車場部分の1,381m²。仲介する人がいてR3年に売却した。ところが、本年2月に、敷地から産業廃棄物等の埋設物が出てきたとのことで話し合いを持った。産業廃棄物等が埋められているとは全く知らなかった。口頭でだが、処分費の半額を払って欲しいとのことだった。しかし、その後全額払えと要求され、結局R4年7月に合意書に署名して請求額通りに1373万6250円を支払った。これは駐車場に浄化槽を埋設するために掘削された産廃混じりの全土375m³分の処分費。土地を売って多額の損失になった。威圧的な態度だったし、悔しい。

敷地の保育園部分を所有していた姉は処分費用6426万1915円を支払った。土地売却代よりはるかに高額で、そのため持ち家、土地の売却を考えているようだ。

処分費用についてもっと話し合いたかったが、『了承しないなら未だ掘り返していない園庭部分も掘削する』と言われ、姉に迷惑が掛かると考え、諦めた。

親はこの土地を桑畑にしていたが、表土が欲しいという人に採取を認めたことがある。その時不法投棄されたのかも知れない。」



右上へ

この方は、産廃が埋められているとは知らずに相続してしまった被害者ではないか。「売らずに野菜を作り続ければよかった」と後悔されていた。

土地の売買契約書には、こうした不測の事態が起こったときの条項がなかった上、処分費の半額負担の話は口約束だった。しかし、売買契約にないことを後から要求するのはいかがなものか。充分に協議すべきでは？

弁護士などの法律専門家に相談したらとお勧めしたのだが･･･。無料法律相談や県弁護士会の相談を受けたら、半額くらいは取り戻せるのでは、と言われたそう。

このお話はとても理不尽なことと強く思った。

土地取得費についても国の補助対象となるなら、補助額相当は処分費に充てるよう要求したらどうかと思ったが、補助制度には当てはまらず残念。(掲載本人了解済み)

● 南河内第二中学校区給食室改修事業　4,549千円

第二中学校区の給食調理場を祇園小とし、第二中、緑小へ配送する親子方式とする。祇園小給食室改修に伴う周辺への環境影響調査、解体時のアスベスト含有調査を実施した。

環境影響調査：23 箇所の調査地点で 1 箇所のみ搬出車の騒音が基準値を上回った。振動･臭気は基準値以下。

アスベスト含有調査：21 検体中、12 検体から検出。解体時には住民に説明する。

■祇園小は都市計画法での用途地域は第一種住居地域、給食調理場は食品工場と見なされ、建築が制限されているため、現在県と協議中。許可を得るためには住民同意が必要(建築基準法第 48 条)

《全体スケジュールと事業費》

総事業費：6～7億円	
R1～2年度	基本設計
R3～4年度	環境影響評価、アスベスト含有調査 県との協議が整い次第、地元説明会
R5年度	実施設計
R6～7年度	改修工事(第二中、緑小給食搬入口) 改築工事(給食室、950食調理)

《特別会計・公営企業会計決算状況》　(単位:万円)　(1 万円以下切り捨て)

		歳入(収入)	歳出(支出)	差引額	備　考
国民健康保険		57 億 5420	54 億 3582	3 億 1838	被保険者数 12,041 人、療養給付費 264,626 円／人
後期高齢者医療		6 億 8195	6 億 7708	487	被保険者数 7,339 人、保険料軽減措置 4,398 人
介護保険		46 億 8274	44 億 7431	2 億 0842	被保険者数 15,569 人、要支援･要介護認定者数 2,416 人、居宅介護(介護予防)･地域密着型(介護予防)サービス受給者数 1,758 人、施設介護サービス受給者数 343 人
石橋駅周辺土地区画整理事業		2287	1440	847	R3 年度末の進捗率は事業費ベースで 89.0 %
仁良川地区土地区画整理事業		6 億 0159	4 億 5008	1 億 5151	差引額のうち 7,490 万円は翌年度に繰り越すべき財源
水道事業(税込)	収益的	11 億 4857	9 億 0022	有収率 77.05 %。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 6 億 3790 万円は、当年度消費税･地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんした。	
	資本的	1 億 9738	8 億 3529		
下水道事業(税込)	収益的	22 億 4499	18 億 3470	有収率 74.2 %。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 4 億 0557 万円は、当年度分消費税･地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補てんした。	
	資本的	10 億 4313	14 億 4871		

■R4年度一般会計補正予算(第3号)

17億0510万円を追加、予算総額は280億2166万円に

地方交付税額確定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加交付、R3 年度決算による繰入金等による。

【主な歳入】 (1 万円以下切捨)

〇地方特例交付金 2830 万円

〇地方交付税 5 億 0514 万円
　追加して 42 億 2514 万円に

〇個人番号カード交付事務費補助金 1042 万円

〇新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 9516 万円

〇新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 1133 万円

〇県補助金 2670 万円
　民生費補助 854 、農業費補助 1816

〇特別会計繰入金 1 億 5842 万円
　5 特別会計から決算剰余金を戻し入れ

〇基金繰入金 △ 10 億 3624 万円
　決算剰余金がでたので、当初に予定した基金取崩す予定額 32 億 1178 万円を削減し 21 億 7554 万円に。

【主な歳出】

〇基金積立金 13 億 5885 万円
　地域づくり事業基金 385 、公共施設整備基金 13 億 5500 を積み立て

〇自治振興費(コミセン改修) 181 万円
　グリーンタウン、東方台地、姿西部考古台地

〇個人番号カード普及事業 1016 万円
　申請補助員派遣委託料 1,023(市庁舎 1 階に申請・ポイント手続の特設ブース設置(職員 2 人+派遣 3 人)、企業等への出張申請サポート班編成(職員 1 ～ 2 人+派遣 2 人)のため外部に人材派遣委託)

〇保健衛生総務費償還金 9461 万円
　事業費確定により過年度分償還

〇農業新規就農者育成総合対策事業 750 万円

〇農業経営支援事業継続支援金 6470 万円

〇燃料費・物価高騰に対する支援事業 5136 万円
　生活困窮者自立支援補助金 150 、幼稚園・保育園副食食材費補助 1,201(575 円／人・月 × 8 か月)、小中学校給食食材費補助 1,869(1 人・1 か月(小学生 619 円+中学生 765 円) × 6 か月)、スクールバス・ごみ収集車燃料費への補助

〇道路橋梁新設改良費 3307 万円

●南河内小中学校スクールバス運行



スクールバス運行事業者への燃料費高騰分の補助金を議決した。当初予定では運行業務委託先と「車種は日野自動車製リエッセⅡ、燃料費は市負担」として契約をした。しかし、日野自動車の生産停止状況により、車種を変更してリースを受けている。未だ納車されていない状況から。日野自動車に納車の可否について、10 月半ばまでに回答するよう求めている。その結果により、車種について検討する。 当初は予測できなかった事態でしょうが、安全性が確認されている車両の採用を願う。

■奨学金貸付条例を改正

これまでの無利子の奨学金貸付制度を拡大し、併せて償還免除型の奨学金制度を創設する。経済的事由により進学を諦めることがないよう、そして若者の定住を一層促進する。

【改正内容】

(1) 以下のすべてに該当する場合、奨学金の償還未済額の一部を免除することができる。
　①奨学金貸付期間が 2 年以上
　②在学する学校を正規の就学期間内で卒業している
　③最終学校を卒業する月の翌月から 1 年以内に市内に居住し、引き続き 5 年以上継続して居住している
　④上記の居住期間内に就業している
　⑤遅滞なく奨学金の償還をしている
　⑥市税を完納している

(2) この条例の施行日前に奨学金の償還を開始している場合にも適用する。

(3) 奨学金の償還免除額
　①償還すべき額の 1/4 の額
　②償還免除額の一部を償還していた場合は、その部分を払い戻す。
　③卒業後、5 年継続して市内に居住する期間内に、奨学金償還を完了したときには、償還免除額に相当する額を払い戻す。

※奨学金の利用者は 91 人、市は個別に通知する。

■児童館条例、公民館設置条例の一部改正

石橋複合施設が整備完了し 12 月に開館するのに伴い、石橋公民館、「こどもの広場いしばし」が名称を石橋児童館に改めて移転する。

石橋公民館、石橋児童館	下野市石橋 629 番地 1

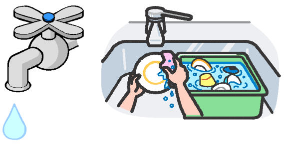
【石橋公民館の施設、備品等の使用料】

音楽スタジオ、ﾊﾟﾌｫｰﾏﾝｽｽﾀｼﾞｵ	各 1,000 円
会議室 1 ～ 5	500 ～ 600 円
工作室	600 円
調理室	1,300 円
和室 1 、2	各 500 円
ピアノ	1 時間 200 円
ドラムセット	1 時間 100 円
音響装置	1 回 200 円
陶芸用電気窯 1 回 素焼 900 円、本焼 1,300 円	

※使用料は午前・午後・夜間の区分ごとで、区分共通
※ 10 月から予約受付のため、条例施行は 10 月 1 日

～ちょっと一言～

現在、会派下野市民派クラブは6名で活動しています。メンバーは、加入時期は少しずれているものの、一様に熱心に議員活動をされていて、心強い限りです。話し合いながら進めていくことを基本にしています。多くのメンバーが各自の議会報告書を個別に発行していますので、お手元に届かない方は各議員にご請求ください。



村尾光子の

会派下野市民派クラブ代表質問

期待した答弁を引き出せず、自己嫌悪に陥った・・・。



県南広域的水道整備事業計画にどう対処するのか、改めて問う

本年 7 月の市長選挙では、新市長が選出された。市長選では広瀬市政の継承と訴え、県南広域的水道整備事業計画については何ら自らの考えを述べられなかった。これまで何度も見解を質してきたが、改めて新市長の考えを訊いた。詳報します。

(1)市長選挙では、県南広域的水道整備事業については何ら言及することなく、対立候補のダブルスコアという大差で当選された。投票率は48.9%と大変低い結果だったが対立候補は市外在住、突然の立候補で、ポスター掲示のみの運動であったにも拘わらず、7714 票の得票、しかも白票を含めた無効票数は1239票もあった。これは決して無視できるものではない。

特に、水道水問題に関しては、これまでの広瀬市長の説明には多くの市民が納得していなかったことの現れとも考えられる。

坂村市長はどのように対処するのか、取組姿勢を伺う。

【坂村市長】これまでの議会などでのやりとり、市民からのご意見、要望や国・県の県南広域的水道整備事業に対する考え方・方針を踏まえ、引き続き栃木市。壬生町と充分に協議していきたい。

本市は地下水を 100 %利用して水道水供給を実施しており、市民からは美味しいと好評を得ている。良質で安全な水道水を今後も継続して安定的に供給することは、水道事業管理者としての役目と認識しており、貴重な財産である地下水を今後の子ども達と未来へ守っていくことは私の責務だ。

しかし、そこに少しでも何らかのリスクがあれば、その対応策を講じ、問題解決に当たることが水道事業管理者としての務めである。

県が示す 4 つの指標事項のリスクが想定される限り、その対策を講じ、問題解決に当たるのが水道管理者の務めだ。県南広域的水道事業整備協議会に参加し、地下水と表流水のバランスを保ちながら、供給システムの構築を引き続き検討することが、現段階では重要かつ必要だ。

市長選挙での投票率と得票から見ると、有権者の 30.9 %が坂村市長を支持し、対立候補得票と無効票を合わせると 18.0 %の有権者が明確に支持しておらず、51%が無関心と言える。看過できない状況だろう。

特に水道水問題に関しては、どう進めたいのか、科学的な根拠を示し、自らの言葉での説明が欲しかった。広瀬前市長と全く同じ、残念至極。しかし、「栃木市、壬生町と充分に協議する」と強調された。新たな展開に繋がるか？

《県が示す4つの指標事項》（市長ﾀｳﾝﾄｰｸ配付資料）
—栃木県県南地域における水道水源確保に関する検討報告書(H25.3)から—

①栃木市・下野市・壬生町は、全量を地下水に依存しており、地下水の代替としての表流水を全く有していない

②地下水汚染が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けるのは好ましくない。

③渇水リスクが高まる中、県南地域には水道水源として利用できる水資源開発施設がない。

④水資源開発には長期間要するので、長期的な展望で事前対策を講じていく必要がある。

汚染も渇水も表流水の方がリスクが高いのに！！

(2)昨年12月の県南広域的水道整備事業検討部会では、この事業の水道用水を受水した場合の、市町の水道事業基盤強化の検討を依頼され、県は市町から提案された用水供給条件に基づき事業費算出、用水供給単価を提示し、市町の合意形成を図る、との報告を受けた。

現在までの本市での検討はどの程度進んでいるのか、具体的な説明を求める。本市はいつまでに県に報告する予定か。市新水道ビジョン等を見直すのか?

【坂村市長】R 元年度の水道法改正により、国・県・市の責務が明確化され、市は将来にわたり安全な水の安定供給のため、水道の基盤強化に努めなければならない。そのため、本事業でも水道の基盤強化を加味した用水供給条件の検討が求められた。

本市では現在、検討に必要となる水道施設に関する情報収集と整理を行っている。各水道施設の建築年数・耐震化を含む改修状況、機械設備の設置年度・修繕状況、施設の利用率、年間配水量・1 日最大配水量等の稼働状況、水源井戸の状況等のデータを収集している。

今後はこれら収集したデータを分析し、課題の抽出と対応策を検討し、県南広域的水道事業からの受水配水場や供給を受ける場合の計画水量を算出して県に報告する。

報告時期は示されておらず未定だが、時間を要する。

その後、県と用水供給条件の摺り合わせを行い、県の財政支援を加味して算出された供給単価を基に、県、栃木市、壬生町と協議を行う。

下野市では、水道施設整備基本計画(H30.3)、新水道ビジョン・水道事業経営戦略(いずれもH31.3)を策定し、その中には施設の強靭化も含まれている。これらの基幹的な計画を改定するのか？答弁は無かった。後日、担当部長は「基本的には見直さない。県の用水供給を受けるために必要あれば見直す」とのこと。

(3)水道事業の運営、経営に関すること、水道料金に関することについて、透明性を高め、市民参加を進めるために、「下野市上下水道料金審議会条例」を地方自治法第138条の4第3項に基づく「下野上下水道運営審議会条例」とされたい。

【坂村市長】条例制定に基づき H20 年に水道料金審議会を設置、H21 年に上下水道料金審議会に改定して、下野市発足後の料金体系を審議・設定した。市長の諮問に応じ、使用料の適正な額に関する調査･審査をする機関である。

地方自治法第 138 条に基づく「上下水道事業運営審議会」では、料金改定のみならず、水道ビジョンや経営戦略などの計画策定、事業運営、経営状況についての審議がされると想定される。

計画策定には専門的知識が求められ、事業運営については既に策定された新水道ビジョンや経営戦略に基づき行われている。予算、決算については議会の議決を得ており、監査委員の審査を得て、年 2 回財政状況を公表している。透明性は確保されており、運営審議会の設置は必要は無いと考える。

《地方自治法第138条の4第3項》

普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し規則その他の規定に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規定を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

この提案は、近く予想される県南広域的水道整備事業への参加判断を市民参加ですべき、との思いから。当然、水道料金の諮問はあるだろうが、水道事業運営方法についても課題になるはずだ。多くの場面で市民や学識者等専門家の意見を聴くべきと思う。

新水道ビジョン、水道施設整備基本計画、水道事業経営戦略は行政主導で策定され、議会には議案として提案ではなく報告のみだった。

(4)県南広域的水道整備事業への参画については、下野市自治基本条例第33条に基づき、住民投票を実施すべきと考える。市長の見解を問う。

【坂村市長】県南広域的水道整備事業への参加、考え方については、タウントークでの説明や広報しもつけ、ホームページへの掲載、水道水市民ネットワークとの意見交換や市議会への報告など、様々な機会を通して情報発信し、共有していると認識している。

住民投票の実施は、市民を二分する可能性があるなど、市民相互の関係性にも大きな影響を及ぼすおそれもあり、慎重に対応することが求められている。住民投票実施の考えはない。

事業を推進してきた経緯を踏まえ、本事業による新たな財政負担や水道料金への影響も十分考慮し、県及び栃木市、壬生町との更なる協議を行い、判断する。

《下野市自治基本条例》(住民投票)

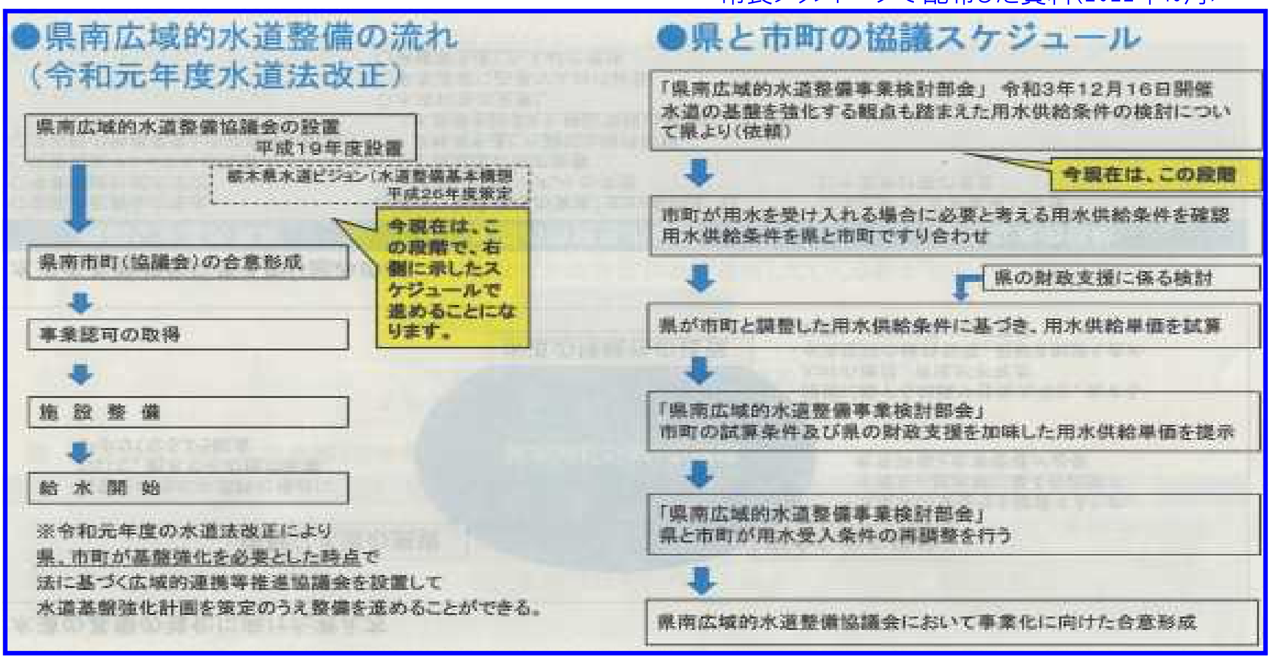
第33条 市長は、市政に関する重要事項について、住民(住民投票を行う主体をいう)の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票は、当該重要事項に関する情報が住民に提供され、熟議を経た上で行われなければならない。

3 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関して必要な事項は、事案毎に別に条例で定める。

4 議会及び市は、住民投票の結果の公表に努め、当該 結果を尊重しなければならない。

市長タウントークで配布した資料(2022年10月)



■「下野市議会の秩序と品位を重んじる決議」を採択

本年第 2 回定例会での一般質問で、不適切な発言があ り、結果的にやり過ごしてしまった件に関して、8 月末からマスコミ により全国レベルで報道された。また、市議会事務局にも市内外 からご意見が寄せられた。

下野市議会は、この事態を重く受け止め、自戒を込めて、全 会一致で決議した。

【決議内容】

・R4 年第 2 回定例会一般質問での一部不穏当と捉え られる発言により、多くの方々の信頼を損ねる等重大な影 響を生じさせたことを陳謝する。

・下野市議会はこのことを重く受け止め深く反省し、次のこと

を再確認し、厳正に対処する。

①議会の品位を重んじる。(地方自治法第 132 条、市議

会会議規則第 105 条)

議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

②議会の秩序維持(地方自治法第 129 条)

会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ･･･略･･ることができる。

③議長の注意の喚起(地方自治法第 131 条)



本会議中の対応はなかなか難しい。今回の件は、私も含め多くの議員は「こんな内容を議場で発言して良いのか？」と思った。議長も注意したが、質問者は無視して発言し続けた。

しかしこの時、「問題発言!」、「暫時休憩!」等の動議をだして撤回させるべきだったのだ。

一般質問は通告制なので、予め議長に提出し、許可を得て質問している。

私自身、「容認できない価値観だが、議長が許可してる以上、発言を止めさせることはできるのだろうか？」と逡巡し、議会だより編集員会でも躊躇いながらも委員会での協議の結果、掲載した。

今頃になって、外部からの指摘によりこうした決議をするに至ったこと自体に恥じ入るばかりだが、私たち議員は基本的人権にもっと敏感になり、議場で差別や人権無視の発言等を察知したら、直ちに対処すべきであることを改めて学習した。

会期中での発言の取り消しは発言者の求めにより議会に諮って可能だが、過去の会議については取消はできず、本件の場合は議事録からの削除はできない。しかし、議会ホームページ上で公開している一般質問録画配信では、当該発言部分について議会として削除した。

当該の発言をした議員は、第3回定例会最終日に発言を求めて許可され、「誤解を招く発言で、お詫びする」と述べたが、議事録からは削除されない。

《職員による公金詐取事件(経過報告)》

―議員全員協議会(8/25)報告―

１．債務確認書の徴収

7 月 14 日付けで、元職員から公金詐取事件及び時間外手当の水増しにより市に与えた損害金について、支払い義務を認める債務確認書(※)を徴収した。

※権利の承認により事項が新たに進行する。(民法第 152 条)

２．回収状況(R4.7月現在)

(単位：円)

		内訳	
回収額	1,845,523	元本	1,616,298
		遅延損害金	160,175
		執行費用	69,050

【参考】

ア	元本	公金詐取事件	3715 万 7619 円
		時間外手当水増し	426 万 1622 円
イ	執行費用	17 万 6134 円	
ウ	損害遅延金	年5分(民法第 404 条)	
エ	回収金の充当順序	R4.2 月以降：元本から充当(弁済充当順序の合意書)	

■「深層地下水100％ おいしい水道水」昭島市訪問

10月4日、栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク主催の視察で、栃木市、壬生町の市民団体の皆さんと共に東京都昭島市水道局を訪問した。

昭島市：東京都の西方に位置する。

面積 17.34Km²(下野市の1/4以下)、人口 約11万人

昭島市の水道は、東京都内で唯一、70 ～ 200 mの地層を流れる深層地下水をのみを使用している。

●「深層地下水100％のあきしまの水」としてブランド化、まちお こしにも活用。視察時に提供されたのは 490 mlアルミ缶入り のあきしまの水、まろやかで美味しかった。



●市内 4 箇所に給水スポットが設置されている。環境課が管理しており、年間維持費は 2,257,000 円、無料で給水できる。



JR昭島駅前の給水スポット

上部に載っているのは、昭島市水道部公式キャラクターの「ちかっぱー」

●災害時給水拠点は市内 4 箇所の配水場と 8 箇所に設置 した災害対策用飲料貯水タンク(40 m 3)。このタンクには流 入栓と流出栓が付けられているが通常は開かれて常時水道 水が流入し溜められており、災害時には栓を閉じて汲み出す。

●「昭島市周辺地下水流動調査」を実施している。調査は H14 ～ 17 年度、R1 ～ 3 年度の 2 回実施した。調査委 託費用はそれぞれ 3,150 万円、3,135 万円。これらの結果 から、昭島市の水収支は H13 年、R 元年のいずれもプラス 収支となっている。調査報告書は市 HP で公表している。

【行動記録】　青色字は議員としての公的活動

6/20 ～ 7/12　村尾議会報告 No67 編集・印刷作業

【7月】

1　衆議院議員選挙板倉 京候補応援
2　社会を明るくする運動講演会「誰もが生きやすい地域を考える」湯浅 誠氏
7　議会だより編集委員会
10　環境問題を考える会監査
11　下野市民派クラブ連絡会
13　議員タブレット使用研修
14　県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク運営委員会（宇都宮市）
15　下野市の水道水問題に関する学習会
16　下野市水道水を考える市民ネットワーク運営委員会
21　下野市いじめ問題対策連絡協議会傍聴
22　議会だより編集委員会
23　都市問題公開講座「自治体職員のデジタル化の可能性と限界」（Zoom）／自治体学会「自治体職員の本来業務以外の活動について考える」（Zoom）
24　下野つばさの会／環境問題を考える会総会・記念講演 熊本一規氏
27　議会だより編集委員会(正副委員長) ／とちぎ有機の会市民講座「共同組合のあり方」斎藤一治氏（上三川町）
29　行政改革推進委員会傍聴
30　下野市民派クラブ「市民派カフェ」（コロナ感染防止のため急遽中止、会場に待機してお詫び）

【8月】

3　男女共同参画のつどい講演会「ジェンダーや災害弱者の観点からの地域防災」長谷川万由美氏
4　市民との面談
5　議会運営委員会
6　自治体学校分科会{広域水道に住民の声は届かない」近藤夏樹氏他（Zoom）
7　自治体学校分科会「デジタル化と地方自治のゆくえ」本多滝夫氏（Zoom）
8　坂村市長初登庁お迎え
9　総務常任委員会／総合政策部長・市民協働推進課長と面談／自治体学会分科会「地域づくりのあり方から人口増を捉え直す」（Zoom）
18　中学生議会傍聴／総務常任委員会(視察先打合せ)
19　下野市民派クラブ連絡会／自治体学会・セッション「SDGs・環境」（Zoom）
20　自治体学会分科会「非営利組織の資金調達とその評価」、「地域づくりのあり方から人口増を捉え直す」、「議会で女性が活躍するために」（Zoom）
22　下野つばさの会
23　市民との面談
25　議会運営委員会／議員全員協議会
26　議会だより編集委員会
27　全国自治体議員行財政自主研究会「2021 年度決算について」菅原敏夫氏（Zoom）
28　つるカフェ市民講座（Zoom）
29　県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク運営委員会（宇都宮市）
31　下野市民派クラブ連絡会

【9 月】

1 ～ 27　市議会第3回定例会
　1、2、5、6、7、8、27 日　本会議
　5 日　村尾会派代表質問
　8 日　村尾総括質疑／議員研修会
　9、12 日　経済建設常任委員会傍聴
　13、14 日　総務常任委員会
　15、16 日　総務常任委員会委員長報告まとめ／教育福祉常任委員会傍聴
　22 日　議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会
　27 日　議会だより編集委員会

10　市川房枝記念会連続講座「タイフーンショット計画～台風を脅威から恵みに～」筆保弘徳氏（Zoom）
11　石橋図書館著者を囲む会「認知症とともに生きる」若井克子氏
17　水道水市民ネット運営委員会
20　原子力市民委員会連続オンライントーク「原発ゼロ社会への道」川井康郎氏（Zoom）



24　下野つばさの会
25　朝日教育会議「リケジョを超えた未来へ」向井千秋氏他（Zoom）
26　坂村市長と面談（水道水市民ネット）
29　とちぎ有機の会市民講座「協働組合を再考する」竹内明子氏（上三川町）
30　３Ｒ全国ネットオンラインセミナー（Zoom）

9/ 28 ～ 10/9　議会だより No66 原稿執筆
9/19・10/5 ～ 10/19　市議会報告 No68 編集・印刷作業

～あれこれ～

■この夏は、とても慌ただしかった。決心していた庭の片付けは未完に終わった。ご近所の皆様、ごめんなさい！ 気持ちは逸るのだけど私の動きが鈍く、やり遂げられませんでした。何とかします。いつ？は不安。

■一方、お盆には海外に単身赴任している息子やその家族、娘も来てくれたし、日にちこそ合わなかったけれど、シンガポール在住の姉も数年ぶりに来宅。お陰様で、姉を送るため図らずも3年ぶりに日立市の実家に。数時間だったが、顔を合わせただけでも何だか安心できた。お互いだが、弟も歳をとった。零細自営業者で苦労している。

■元厚生労働省事務次官の村木厚子さんの話を聴いた（10/8朝日教育会議）。過酷な体験をしながらも、社会的に認められていない女性達のために市民活動を実践している。この強さに感動、敬服した。

■コロナ禍の中、オンラインセミナーが増えて、学習の機会も増えた。旅費や宿泊費もかからず、好都合な面が多い。無料で視聴できるセミナーも数多くあり、つい参加を申し込んでしまう。日々追われている感じに辟易しているのに･･･、そして、抱えている仕事があるときは諦めなければいけないのに･･･、反省。できそうにも無いことをやろうとする欲張りな私？

■昭島市水道局訪問は大いに参考になった。深層地下水100％ の水道水を前面に出してPRしている。「奥多摩昭島市民の森」で地下水涵養策を実施し、水資源自治体連絡会にも参加しているとのこと。もっと詳しく伺いたかった。人口密度が高いので、下野市より水道事業の経営効率が良さそう。（2022.10.17記）

